

工事請負契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第56条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等）</p> <p>第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から<u> </u>年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から<u> </u>年が経過する日まで請求等を行うことができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（賠償の予約）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 この契約に関し、第48条第12号ウに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第48条第12号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の2第7項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第59条～第63条 （略）</p>	<p>第1条～第56条 （略）</p> <p>（契約不適合責任期間等）</p> <p>第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から<u>2</u>年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から<u>1</u>年が経過する日まで請求等を行うことができる。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（賠償の予約）</p> <p>第58条 （略）</p> <p>2 この契約に関し、第48条第12号ウに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の2に相当する額のほか、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第48条第12号イに規定する確定した納付命令について、独占禁止法<u>第7条の3第1項</u>の規定の適用があるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第59条～第63条 （略）</p>